



Title	東アジアにおける法学部教育の可能性 : 韓国の事例
Author(s)	朴, 賢京
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 383-415
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/71570">https://doi.org/10.18910/71570</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 東アジアにおける法学部教育の可能性

——韓国的事例——

金 朴

明 賢  
珉 京  
／ 訳

- 一 はじめに
  - 二 韓国の法学教育の体系
  - 三 法学部教育の現況と問題点
  - 四 法学部存続のための努力
  - 五 結論・問題の継続
- 一 はじめに

韓国では二〇〇七年度「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」<sup>(1)</sup>が通過した後、二〇〇八年二五の大学に法学専門大学院予備認可を下して、同年初めて入学試験を実施し二〇〇九年正式に全国二五の法学専門大学院をスタートさせた。

朝鮮戦争以降、六〇年間余り、韓国の法曹人養成制度は四年制の法科大学で法学教育を担当し、司法試験という

国家試験を通じて予備法曹人を選抜しており、選抜された予備法曹人に対する養成教育は司法研修院<sup>2</sup>という最高裁判所傘下の教育研修機関で担当してきた。改編された現行のロースクール制度は、大学院課程であるロースクールで学生を選抜すると同時に法曹人養成教育を担当して、これらを修了した者の中から弁護士試験を通じて法曹人を選抜する体制である。ロースクール制度導入の議論は一九九六年、金大中大統領政府下の世界化推進委員会が始まったが、大きな進展がみられないまま、盧武鉉大統領政府（二〇〇三年～二〇〇七年）が発足し、司法改革の一環として積極的に議論をし始めて議論開始からわずか二年あまりで法学専門大学院体制、いわゆるロースクール体制に劇的に転換するようになった。

ロースクール制度導入後、一番大きな打撃を受けたのは（学部レベルの）法科大学であった。法科大学の最も重要な教育目標の一つが法曹人材養成のための法学教育即ち司法試験の合格者輩出であったが、司法試験制度が廃止されるとロースクールの卒業なしでは法曹人になれる道がないため法科大学に進学する理由が大部分消えてしまったのである。無論、法科大学卒業生が全員司法試験に挑戦してきたわけではなく、司法試験に合格して法曹人を選抜された学生も極めて少数に過ぎなかった。しかし、司法試験制度が持つ象徴的な意味はそれ以上であった。ある者が司法試験は誰でも努力すれば環境、背景、年齢、条件を問わず法曹人になれる「階層移動のはしご」として最も公正な資格試験だというぐらい、単純に法曹人の職業教育、法曹人選抜、養成という意味を超えて、機会均等、社会統合、社会的弱者に配慮するための制度だという社会的意味を持っている。

司法試験の廃止は法科大学の教育内容・教育目標・ビジョンに対する重大な転換点になっている。法科大学が現在の形を維持しながらどのような教育的価値を実現して、どのような人材を輩出するかによって、法科大学の未来が決定されると思う。それにもかかわらず依然として大韓弁護士協会、大韓法学教授会、政界などを中心に、司法

試験の存置と予備試験制度の導入が積極的に議論されており、司法試験が存置されるのであれば法科大学は再び法曹人を輩出できる教育機関としての役割を果たすことができる余地が残っていると言えるだろう。その一方で、政府の大学構造調整政策と相まって法学科と類似学科が離合集散している。例えば、法警察学部、公職人材学部、公務員学科など法曹人を除く公務員の輩出という新しい目標を持って法学科が再整備されたり、法学科自体が廃止されたりするのが実情だ。

それならば法曹人を輩出できない法科大学の教育は存在価値がないのだろうか。今まで無視されてきた、司法試験に挑戦しない多数の法学科の学部生のための法科大学の教育は意味や価値がないのだろうか。それは現在残っている全ての法科大学とロースクールが解かなければならない宿題であると思う。以下ではその答えを探すために韓国における法学部教育の変遷過程や問題点等を検討して、現行のロースクール制度のもとで法科大学の教育活性化のために必要な努力はどのようなものかについて考察してみることとする。

## 二 韓国の法学教育の体系

韓国の法学教育はロースクール施行前の日本と類似している。法科大学の教育は、司法試験の科目を含み、その重要性も、司法試験の必修科目なのか否かによって変わる。ロースクールの導入前は韓国内に約一〇〇余りの法科大学があり、毎年一三〇〇〇人余りの卒業生を輩出していた。毎年司法試験合格者数はそれよりも大分少なく、ロースクールができる前の合格者の数は一〇〇〇人に達したが、現在は徐々に減少し、今年三〇〇〇人の合格者を輩出するにとどまった。<sup>(3)</sup>

ロースクール以前の法科大学は法曹人養成及び輩出を最大の目標にしたため法曹人養成及び選抜システムは法学

部教育の最も重要な考慮要素であった。そこには社会の全般的な認識も一役買っており、概して優秀な大学の法学科には非常に優秀な学生たちが集まって、それらのうち少数が司法試験に合格し司法研修院で一定期間教育を受けた後法曹界へ進出した。

ロースクール制度の導入で今はロースクール設置校に選ばれた二五の大学は法学科の学部（法科大学）を廃止し、法学専門大学院を通じてこれまで法科大学と司法研修院で果たしてきた役割を担当するようになった。三年課程であるロースクールは法曹人養成及び輩出を目標に法曹実務教育と理論教育を担当し、ロースクールの三年を履修した学生は弁護士試験を受けられる資格を得ることになる。

問題は、ロースクールに選定されなかった法科大学だ。この中には非常に厳格なロースクール選定基準に従うことはできず早くからロースクールを放棄した大学もあるが、ロースクールになるため膨大な人的・物的投資をしたにもかかわらず、地域配分政策、私立大学であることなどの理由でロースクールから脱落し苦しんでいる大学の存在が一番大きい問題である。

この章では法曹人選抜・養成システムと関連してロースクール導入前後における韓国の法学教育の有り様を考察し、ロースクール導入以後における学部教育の現実に対して考察してみる。

## 1 ロースクール設立以前

### (1) 法曹人選抜・養成システム——司法試験制度

現在の司法試験制度のような有り方は一九六三年、「司法試験<sup>4</sup>令」が公布されて始まった。司法試験は二〇一三年現在五五回にわたって実施されている。一九六九年までは平均六〇点以上を合格させる絶対点数制であったが、

一九七〇年五月法曹人材の拡大のために「司法試験令」が全面改正されることよって定員制が採択された。この時期から司法試験合格者数が大幅に増加し、ロースクール施行以前まで一〇〇〇人の合格者を輩出した。

司法試験は判事・検事・弁護士または軍法務官になろうとする者に必要な学識と能力の有無などを検定するためを受ける試験として計三次にわたって実施される。第一次試験は原則として選択型で実施され、第一次試験合格者は当該年度第二次試験と次回の第二次試験の二回まで受験できる。第二次試験は論述式で実施され、これに合格したり第二次試験免除を受けた者に限り第三次試験を受験することができた。第三次試験は面接試験で実施され、これで最終合格者が選抜される<sup>5)</sup>。

司法試験の科目を見ると、第一次試験は必須科目として憲法・民法・刑法が客観式で行われており、英語も必須科目であるが代替試験制度を採択して直接には行われない。その他、刑事政策・法哲学・国際法・労働法・国際取引法・租税法・知的財産権法・経済法の中から一科目を選択できるようにしている。

第二次試験科目は、憲法・行政法・商法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法で、論述式で行われる。第一次試験は各科目四割以上、全科目六割以上を得点した者の中から第二次試験の受験者数を考慮し全科目の総得点による高得点者順で決定される。第二次試験の場合、各科目四割以上得点した者の中から第三次試験の受験者数を考慮し最終選抜予定人数の一三割の範囲内で全科目の総得点による高得点者順で合格者が決定される。しかし、二〇〇七年から民法の場合、加重値を置いて比重を強化した。最後に、第三次試験は各評定事項ごとに「上」(三点)、「中」(二点)、「下」(一点)に分けて、試験委員が採点した評点の平均が「中」(一点)以上の者を合格者にし、試験委員の過半数が一つの評定の要素に「下」を決定した場合は不合格と処理される。

特記すべき事項は司法試験がこれまで何の資格要件も設けていなかったことだが、二〇〇六年から「法学科目三

五単位以上を履修した者」だけが司法試験を受験できるようにしたことだ。<sup>(6)</sup>これは法学専攻者だけが司法試験を受けられるように資格要件を制限したわけではなく、法学学位課程の専攻科目でない場合であっても司法試験管理委員会の審議を経てそれを認めることができるようにして、今もなお多くの受験希望者達に司法試験受験への道を開けている。

一方、司法試験に合格した者の場合、実務教育のために司法研修院で二年間計四学期にわたる教育を受けることになり、司法研修院を終えて実務修習後、法曹人として完全な資格を持つようになる。

このように司法試験制度は法科大学での教育の有無と関係なく受験できるが、法学の必修科目三五単位を履修しなければならず、一次・二次試験科目とも全部法学科で四年間重点的に教育している点で法学部教育と法曹人養成選抜制度は非常に密接な関連がある。

司法試験はロースクールの導入で段階的に選抜人数を削減して今年二〇一三年には計三〇〇人を選抜し二〇一四年は二〇〇人まで削減した後、二〇一七年の五〇人選抜を最後に廃止される予定だ。

しかし、現在ソウル地方弁護士会・大韓法学教授会・大韓弁護士協会全部が司法試験廃止に反対する立法請願書を国会に提出した状態だ。<sup>(7)</sup>また、二〇〇七年以降「法学専門大学院の設置運営などに関する法律」及び「弁護士試験法」の違憲可否と関連した訴訟提起が続けて行われてきた。<sup>(8)</sup>二〇一二年には司法試験の受験生一〇九人が司法試験の廃止を規定した弁護士試験法の付則第一条・二条に対して憲法訴訟を提起したが、彼らは請求書で「司法試験は弁護士試験法附則第一条・二条によって二〇一七年二月三十一日廃止され、その後法曹人になれる方法はロースクールに進学し弁護士試験に合格する道しかない」、「しかし、四年制一般大学の二〇一二年度年平均授業料は約六七〇万ウォン（約七〇万円）だが、二〇一一年基準ロースクールの年平均授業料は一四八六万ウォン（約一五〇万

円)と四年制一般大学の学部授業料の二倍を超えるなど、これにより庶民の法曹界進出が困難になる」(一部では特別選考を通じて配慮をしているというが、今年初め監査院が行なった全国ロースクールの低所得層の特別選考、社会配慮対象の特別選考に対する審査の結果で、富裕層であるにもかかわらず低所得層として身分を偽装し、さらには特別選考の資格未達者が堂々と入学した事例が大量摘発されたように、見せかけだけの名目に過ぎない」とし、ロースクール制度の進入障壁を指摘した。「ロースクールに進学できる経済的能力がないという理由で法曹人になれないなら、これは国民の職業選択の自由、公務担任権、平等権や幸福追求権を侵害すること」だと請求趣旨で主張した。<sup>(9)</sup>

一方、二〇一七年の司法試験廃止を前にその解決策を盛り込んだ三件の弁護士試験法の一部改正案が発議された。新政民主連合のバク・ヨンソン議員の「弁護士予備試験を骨子とする案」、セヌリ党のノ・チョルレ議員の「司法試験存置を主要骨子とする案」などがそれだが、現在「セウォル号の特別法」で政局が硬直し多くの法案の審議が停止された状態であるため、これらの法案が今年中に通過できるか否かは疑問である。

## (2) 法学学部教育

ロースクール以前の韓国法学教育は法科大学を中心に行われた。法科大学は四年専攻学部で構成されており、大学によっては独立した単科大学として編成したり、行政学科等と一緒に又は経営大学等と一緒に一つの学部を構成したりもした。一般的に法学科は人文社会科学学部の単一学科として組織されている場合が多い。

二〇〇九年のロースクール導入直前まで全国には約一〇〇余りの大学で法学専攻課程を開設しており、毎年約一三〇〇〇人の卒業生を輩出してきた。その他にも一般大学院法学専攻、特殊大学院などで研究者及び実務家の専門教育を担当してきた。

法学科は論理的・合理的・創意的な思考能力を基に専門的な法律知識を習得した現代民主法治国家で必要な人材養成を目標とする。教育過程をみると、主に司法試験を中心に高級公務員や警察、法務士、弁理士など各種国家試験に必要な基本法を中心に編成し、それ以外に社会の変化によって要求される新しい法律科目（例えば、知的財産権法、経済法、環境法など）を付加的に開設している。一方、教育方法論的には理論教育だけでなく、事例演習やセミナーなどの判例型教育又は実務教育を実施している。

教育過程を具体的にみると、大きく専攻必須と専攻選択に分けて、専攻必須に民法・行政法・憲法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法などを配置し、それとともに選択科目として、法哲学・英米法・経済法・国際法・知的財産権法・労働法・地方自治法およびその他の演習科目を配置している。必須科目は殆ど司法試験科目と一致しており、教育方式も殆ど教授講義式で行われた。

毎年一〇〇〇〇人を越える学生達が法学士として輩出したが、そのうち司法試験合格者数は一〇〇〇人足らずで、その他には公務員や警察または一般企業への就職が大半であった。学生達の多くは在学中に司法試験などの公職試験や資格試験を準備し、卒業後にも合格まで続けて試験勉強に専念していたため、他の学科に比べて社会進出の時期が遅れ、就職率も五〇％程度の大学が多かった。

### (3) 既存の法学教育体系の問題点<sup>10)</sup>

法学部の教育は司法試験制度に大きな影響を受けたと言っても過言ではない。法学科の教育自体が司法試験一次および二次科目に集中していて、教授方法も受験式法学教育が行われた。法学科の司法試験塾化は大学本来の目的から外れて数々の問題点を引き起こしたが、司法試験科目に入らない法学科目に対する学生達の受講忌避、司法試験の準備をしない学生達の疎外、司法試験準備生らの低調な授業参加、試験期間の長期化による社会進出への遅延

等がその問題点である。

ア 法学科の試験塾化

法学科の教科課程は司法試験の主要科目を中心に構成されている。無論、このような科目が基礎的法学をなすものではあるが、学生達がこのような科目に対する深層的な学習より試験準備のための単純暗記中心・要約式の学習に重点を置くことによって、法学教育の本質を損傷させる恐れがあった。尚かつ学生達は受験科目でない場合の受講を回避したり、単位を取りやすい科目を選んで受講申請するなど、全体的かつ体系的な法学教育の樹立に対する妨げとなった。受験法学は法学教育だけでなく研究においても多様な法学発展の阻害要素となった。

イ 高級人材の浪費

韓国には「小川から龍が出る」<sup>(1)</sup>という諺があるが、司法試験こそまさに自分の能力だけで超高速の身分上昇がきる重要な手段の一つとして認識されている。しかし、司法試験合格という結果が法科大学学生達全員に適用されるものではない。優秀な学生達が法曹人になるため法学科に入学して一生懸命に勉強し在学中に試験に合格すればいいが、実際に在学中の合格は極めて稀なことである。司法試験合格の定員が司法試験の準備をしている者の数に比べて非常に少ないからだ。司法試験の勉強を始めた学生達の場合、短くは五年、長くは一〇年以上も試験勉強に時間を費やしているため、社会への進入時期も遅くなり社会的な話題となった。最近、青年失業が深刻化するにつれ、法学専攻ではない学生達も司法試験など公職の試験を準備するケースが多くなっており、一時は重要な社会問題と指摘されたこともあった。優秀な大学であるほど多くの学生達が専攻と関係なく司法試験にしがみつくようになるなどの異常な現象も起きて、図書館に行くと大半の学生達が資格試験の勉強をしている姿を容易く見つけることができた。全国大学生の受験生化、これによる司法試験浪人の増加は、単に法科大学だけの問題ではなく、新た

に社会問題として台頭した。

ウ 専門の法曹人の量的・質的不足

司法試験にさえ合格すれば法曹人になれるので、合格後専門の法曹人になるためには自分の領域を特化させなければならぬ。これまで司法試験合格者の大半が法学科出身であり、約二〇％程度が法学科以外の出身であったため、多様な法律関係に必要な専門知識を持った弁護士の数に絶対的に不足していた。法律市場開放によって外国の専門法律会社の国内参入が予想される時点で変化が必要だった。また、司法試験合格者の数がいまも少ないことから、一般市民の法律サービスに対するアクセス自体が難しかった。

法学教育が受験法学を中心に行われ、法学科の学生達も四年の大学生活中ずっと司法試験科目だけに頼っていたので、体系的で創意的な法律知識の習得や特化された法律知識の習得は想像すらできなかった。また、大学で講義する理論法学は実務とかなりかけ離れているため、四年間の大学生活の中で法学教育を受けたにもかかわらず司法試験合格後再び実務法学を勉強しなければならないなど、二重の費用と時間が必要だという点も問題として指摘された。

2 ロースクール設立以降

(1) ロースクールの設立過程

二〇〇七年「法学専門大学設置・運営に関する法律」が制定されることにより速いスピードでロースクールの開設作業が始まる。この時期は、盧武鉉政府末期に該当し、盧武鉉前大統領が掲げた司法改革委員会のアジェンダの中、任期内に達成可能な政策の一つであっただけに、わずか二年という短い期間に十分な検討と社会的合意を得られないまま任期満了直前まで漂流し、辛うじて可決された制度である。

法学専門大学院の設置過程で一番重要な役割を果たしたのは司法改革推進委員会だが、その沿革は一九九九年の金大中大統領時代に遡る。司法改革推進委員会は一九九九年「司法改革推進委員会の規定」によって大統領諮問機関として出発してから、人権の伸張と権利侵害に対する迅速な救済など社会正義を実現して、国際化・開放化の趨勢に対応できるように司法制度改革方策を推進して審議するために設立された。同委員会は特に法曹の一元化及び現代化、法曹養成制度の改善、法曹不正の根絶、世界化に対する対応などについて議論したところ、その解決策の一つとしてロースクール導入が議論されたが結論に至らず政権が交代した。

二〇〇三年二月、盧武鉉政権が始まり再び最高裁判所を中心に法曹界・教育部・学界・市民団体と共に法曹養成制度改革に対する論議を本格化した。二〇〇三年に最高裁判所は大統領と司法改革共同推進に合意し、最高裁判所を中心にロースクール制度導入を含めた司法制度全般に対する改革を推進した。最高裁長官の諮問機構として司法改革委員会（以下司改委）が設置され、二〇〇四年九月、最高裁判所は法学専門大学院導入案を司改委に提出し、これが司改委の賛成を得て二〇〇四年最終採択された。初めは大韓弁護士協会の強い反対もあったが、消極的な受容案を提示してその後すぐ、ある程度進展させることができた。

司改委はロースクール導入を司法改革の主要案件とみて、これを具体的に実現して推進するために推進委員会の設置を建議したが、これによって二〇〇五年「司法制度改革推進委員会（以下司改推）」が大統領諮問機関として二年間の期限付き機構としてスタートすることになった。司改推は二〇〇五年「法学専門大学院の設置・運営に関する法律案」及び「同法施行令案」を作成・決議し、教育人的資源部が同年一〇月にこれを国会に提出した。この過程で多くの葛藤が生まれたが、ロースクールの総入学定員の統制可否、総入学定員の規模、ロースクールを誘致するための法科大学の過剰競争、既得権層の反対などがそれぞれである。最大の葛藤はロースクールの総入学定員の規

模や弁護士試験合格率を定めるものであった。大韓弁護士協会が二〇〇〇人規模に限定しなければならないと主張する一方、法学教授会は入学定員制限に反対し定員制限をしても二五〇〇人から三〇〇〇人程度にしなければならぬと主張した。

こうした対立の中で政府案が国会に上程されたが、当時の政治的な状況を見ると、野党だったハンナラ党が「私立学校法」の再改正を要求して政権党だったヨルリンウリ党と対立し国会が漂流しており、盧武鉉大統領は任期満了前にロースクール法案を通過させることができないようだ<sup>(1)</sup>と判断し、TV中継を通じて国会正常化を訴え対国民談話を発表するに至る。それにもかかわらず、国会の跛行が続くと臨時国会最終日の二〇〇七年七月三日、国会議長長の職権で「私立学校法」と「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」を上程し、国会本会議が閉会する直前である夜一時五五分に辛うじて通過させることとなった。<sup>(1)</sup>

同法によって二〇〇八年ロースクール予備認可が行われその年に法学適性能力試験（LEET、Legal Education Eligibility Test）を施行、翌二〇〇九年法学専門大学院がスタートした。それを受け、それまで法科大学の中で、ロースクールの認可が下りた大学は法学部を廃止して法学専門大学院へと転換し、ロースクール認可が下りなかった大学は法学部として残ることになった。無論、法学専門大学院へ転換した大学の場合も既存の法文学部生達の円滑な学士進行のために彼らが卒業する時期まで法学部を制限的に存置させる一方、これ以上の新入生の選抜はしなかった。

## (2) ロースクール転換大学

二〇〇七年全国二五の法科大学に関する法学専門大学院予備認可が行われた。ロースクール即ち法学専門大学院は「法的紛争を専門的・効率的に解決できる知識及び能力を備えた法曹人養成」を教育理念とし、法曹人養成及び

選抜を担当する機関となった。<sup>(13)</sup>

ロースクールは三年制専門大学院として修士課程に該当し、弁護士試験と連携してロースクールの三年課程を履修すれば弁護士資格試験を受験できる資格が与えられる。したがって、ロースクールに入学するためには基本的に学士号を持つか、法令によってこれと同等な学歴が認められる者、そして次の年度の学位取得予定者に制限されている。

ロースクール導入の最大の理由の一つは多様な背景を持った人材の法曹の進出を通じた法曹の専門化である。ロースクールは学部専攻とは関係なく学生選抜が可能だが、入学生の三分の一は法学未修者で選抜するように規定しており、<sup>(14)</sup>法学適性試験（LEET）、英語公認試験成績、学部の成績を通じて評価する。議論が多かった総入学定員問題は大韓弁護士協会と法科大学、市民団体の長い論議の末に二〇〇〇人に確定され、毎年弁護士資格試験を通じて一六〇〇人の弁護士を選抜することになった。

ロースクールの設置が認可された二五の大学を選抜する過程でも多くの問題があった。教育部が二〇〇八年二月最終的にロースクールの認可大学を選定・発表したが、それによるとソウル圏域（首都圏）一五校、その他の地域（非首都圏）一〇校の大学が選定された。<sup>(15)</sup>首都圏所在の大学は政府が地域均衡によってロースクールの配分した点について、「逆均衡を合わせるための配分式で逆差別」だと反発し、「各学校別人員の偏差に対する正確な根拠がない」等と批判した。<sup>(16)</sup>また、四〇人規模のミニロースクールに選ばれた大学の場合、認可申請のために莫大な費用を投資したにもかかわらず、学生定員が四〇人に決定されたことよって今後の赤字運営が避けられなくなったと主張し、それとは別に数百億ウォンをかけて基金を設立し各種の物的・人的施設を設置したにもかかわらず脱落した朝鮮（チョソン）大、霊山（ヨンサン）大等は膨大な赤字の後遺症を持つようになり、彼らは大学別の

実査点数を公開して予備認可基準を透明にしなければならぬと主張し、集団行政訴訟をするなど、ロースクール認可過程上での雑音が絶えなかった。

一方、ロースクールの設置大学は「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」第八条によって法学士課程を廃止しなければならず、二〇〇八年以降新入生を選抜できないようにした。但し、少なくとも二〇一六年まで登録学生のために学士学位の過程を運営するように規定している。しかし、ロースクールが発足初期であり、大学がロースクールに重点を置いているため、法学科の学部教育がずさんだという評価を受けている。特に、講義と関連して教授達はロースクール講義の負担のせいで学部講義は非常勤講師などに任せる場合が多く、残りの学部生に対する大学側の十分な配慮・ビジョンの提示などにおいて大変苦しんでいる。これは法学科の学部生の学習権を侵害するものであり、過渡期的とはいえ、彼らが卒業する期間まで十分な教育を受けて無事に法学士を取得できる政策的な配慮が必要である。

### (3) ロースクール未転換法科大学

全国計四一大学がロースクール予備認可を申請した。政府は圏域別地域配分原則に基づき首都圏と非首都圏大学に分けて圏域別拠点大学育成や地域間均衡の原則等を総合的に考慮して入学定員を割り当てた。特に、済州大学の場合、地方圏域一七大学のうちで一三位、申請大学全体で三四位だったにもかかわらず、地域の育成政策によって定員を優先的に配当した。首都圏でも東国大学が全申請大学のうち一四位を占めたが地域均衡の原則によって脱落しており、それぞれ一五位、一九位を占めた仁荷大学や江原大学が認可を受けた。一方、霊山大学の場合、慶尚南道圏の唯一のロースクール認可申請大学であり、首都圏外の地区で一〇位を占めたにもかかわらず、釜山だけにロースクールを選定し、慶南圏ではロースクールの配分をしなかったため脱落するなどの不当な結果があった。

ロースクールに脱落した大学は予備認可過程での不合理な脱落、選定過程の不透明性などを指摘して反発し、東国大学・霊山大学等は予備認可拒否処分取消し訴訟など自助策を講じようとしたが何の成果も得られなかった。<sup>(17)</sup>

ロースクールの誘致に失敗した大学はそのためにかけていた人的・物的資源による財政的損失を被ることになった。尚、深刻なのはロースクール誘致失敗による社会の否定的な見方が学科の入試競争率の低下、学校の士気の低下を引き起こし、大学構造調整と重なって大学内での法学科の立場を非常に不安定にさせていることである。

韓国は学齢人口の減少によって二〇二三年に大学入学資源が一六万人以上減少すると予想されており、朴槿恵政府は大学の自発的な構造調整を通じた総入学定員縮減を計画していて、各大学もまた生残りのため大々的な構造調整を実施している。<sup>(18)</sup> 入学率、在学率、就業率という画一的な物差しで構造調整の対象学科を決定している現在の構造調整基準は法学科の生存そのものを脅かしているといっても過言ではない。司法試験が廃止された今、法学科が独自のビジョンやアイデンティティを確立することができなければ学内構造調整対象の第一位になることは自明だ。このような総体的な問題の中で法科大学は法学科の存続方策が何かを探すため切歯腐心している。<sup>(19)</sup>

### 三 法学部教育の現況と問題点

#### 1 法学部のアイデンティティ喪失

法学科に対する古い固定観念の一つは法学科に行けば判事・検事や弁護士になれるだろうということだ。例えば、少数精鋭の人だけが司法試験に合格して法曹人になることができたが、大部分の法学科は司法試験の合格者輩出のために優秀資源に対して物的・人的支援を惜しまなかった。その理由も法学科の重要な役割が法曹人輩出であるという認識のためだろう。

「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」によると、司法試験が来る二〇一七年に廃止されるので弁護士になるためにはロースクールに進学し弁護士試験に合格しなければならず、ロースクールへの進学なしでは法曹人になれないよう規定した。一般法学科はロースクールへ二重の進学を通じてでなければこれ以上自校出身の法曹人を作り出すことが出来なくなつた。さらに、同法はロースクールに入ってくる資源の多様性のために定員の三〇%以上を法学未修者で選抜することを義務化しており、むしろ法学部専攻者が逆差別される現象が現れている<sup>(20)</sup>。それ以上を法学専攻者は四年間法学の勉強をしたにもかかわらずロースクールに進学して再び初めから法学を勉強し、いかなる恩恵、例えば重複科目の単位認定やロースクール修学期間の縮小もなく、法曹人になるためにあえて法科大学に進学する必要はなくなつた。結局、ロースクール認可を受けた大学は学部がないので問題ないが、学部が存在する法科大学の地位は極度に落ちた状態であり、これを解決するためには法学部に対するアイデンティティ確立やビジョンの提示が何より早急に必要になってきた。

## 2 一般学部としての法学科の地位失墜

ロースクールの設置理念が「法学専門大学院の設置・運営に関する法律」によって規定されているならば、一般学部としての法学科については「高等教育法」上、存立根拠が存在する。同法第二八条によれば、大学学部教育は人格を陶冶して国家・社会発展に必要な学術理論と応用方法を教え研究し、国家と人類社会に貢献することを目的とすると規定されている。法学部は法学という学問の習得と人格陶冶という面で他学部と同様に「ジェネラリスト (generalist)」を養成する目的があり、それが法律によって裏付けされている。

しかし、学齢人口の減少や青年失業率の増加を背景としてジェネラリスト養成という大学教育の一般的目標実現

だけでは大学の存立根拠を支えるには不十分であるのが現実だ。しかも政府の大学評価上の指標として入試率の他にも在学率、就業率が非常に重要であるが、法学科学生の大半が司法試験でなくても公務員試験や資格試験を準備する場合が多く卒業と同時に合格しない場合、未就業者と分類されるので就職率指標を下げる主犯になっている。それだけでなく、公務員をめざす学生の場合、大学では最小限の試験関連科目だけを受講して試験準備のために休学したり、考試村<sup>2)</sup>で試験の準備だけに全てをかける学生が増えているが、これは法学科の在学率を落としている。

### 3 融合学科や実用学科に転換

法科大学が出した生き残り策の一つが法学を他の専攻と融合したり、公務員・資格試験等を学科の目標に設定することだ。代表的なものとして警察行政学科や公務員学科を挙げることができるが、法学を基礎にして各種の試験合格に必要なカリキュラムを提供している。

また連携専攻を導入して学科の競争力を高めようとする試みもある。最近どの大学も警察学科や警察行政学科を開設していて、不動産金融学科、経営学科などを置いているが、これらの学科と法学科を連携専攻できるようにするプログラムを構成して両学科の学生達にウィンウィン(Win-Win)戦略として提供している。

しかし、このような融合学科や連携専攻が法学科の生存をむしろ脅かす場合もある。純粹法学を廃止して実用法学科を中心に学科を運営することになると、法学科自体は存在意義を喪失することになるからだ。また、以前法学科が司法試験に重点を置いて受験塾のように変質したように、このような融合学科や連携専攻が特定の資格や公職試験を念頭に置いて作られると、さらに違う受験法学を要求することにより法学教育自体の存在意義を見つけ難くする問題が出てくる。

## 四 法学部存続のための努力

以上で述べたように大学内での法学科の地位は日増しに落ちていて構造調整の対象になっていく状況と重なり、ロースクールも様々な試行錯誤の中で廃止の声が出るほど混乱の時期を過ごしている。<sup>(22)</sup>特に二〇一七年を最後に司法試験制度が廃止されることになるため、その前に代案を探そうと多くの論議が行われているが、弁護士の子備試験制度の導入や司法試験存置の主張が続けて提起されており、実際に三つの弁護士試験法の一部改正案が発議され国会にて審議中である。

結局、法学部の未来は一次的にはどのような法曹人選抜養成制度を選択するかにかかっていると見える。現行のロースクール制度の下で法曹一元化によってロースクールだけで法曹人養成が可能であれば、法学科はこれとは異なる新たなビジョンを模索しなければならないだろう。しかし、ロースクールの他にも司法試験や予備試験制度を通じて法曹人になれる道が開かれるのであれば、法学科は以前の法曹人輩出というアイデンティティを制限的ながらも回復することができるかもしれない。しかし、それにだけしがみつくと、法学科は再び極少数の司法試験を準備する学生と試験の準備をしない多くの法科学科生の間での問題が現れるだろう。したがって、その場合にも法学部はそれなりのアイデンティティとビジョンを新たに整備していく必要がある。以下では法学部の教育正常化に向けて、どのような努力が必要なのかについて議論してみる。

## 1 司法試験の存置または予備試験制度の導入

司法試験の廃止期限が近づくにつれ、ロースクールの問題点を補完して法曹人になろうとする人達に対する敷居

を下げる方策の一つとして司法試験の存置または予備試験制度の導入が議論されている。特に今年に入って朴映宣議員等が提案した三つの改正案が弁護士試験法と関連して提出されたが、ロースクールという高コスト低効率の法曹人選抜養成過程を補完する方法として、制限された範囲で試験を通じた法曹人選抜が行われなければならないと主張している。この法案等は委員会に付託されたり、その他国会にて審議中ではあるが、今年三月セウォル号事件以降国会が本来の機能を果たしていないため今年中に無事に国会を通過できるかどうか疑わしい。しかし、二〇一七年の司法試験廃止の期限が刻々と近づいているため司法試験の存置などのイシューは活発に議論されている。

大韓法学教授会の場合、現行のロースクールが法曹人になるうとする人に参入障壁として作用し、法学未修者に對しての三年の法学教育も専門法曹人を育成するには期間が非常に短く不十分であり、現在の弁護士試験はロースクールが目標としていた専門法曹人養成に逆行するとして強く批判している。これを解決するためには司法試験を存置させなければならないし、各ロースクールが自由に法学科に回帰できる道を保障しなければならぬと主張している。また、スクールと法科大学が共存できる方法を模索する必要があると主張している。<sup>(23)</sup>

## 2 法学部としてのアイデンティティ確立

先立つて言及したように、司法試験や予備試験制度が存置されるか否かを問わず、法学学部の教育が正常化できる方策に対する模索が必要である。ロースクール導入以前にも法学学部の教育は司法試験に偏って大学の学部教育として正常に運営されずにいるという非難を受けたことがある。

実際、法学教育が法曹人養成だけを目標にしているわけではない。韓国社会で法学教育を受けた人材達が公職、企業、教育など多くの分野で活発に活動してその需要も引き続き拡大しているにもかかわらず、法学科に入学すれ

ば法曹人以外のビジョンがないような固定観念に陥っている。

以下では、法学教育が学部教育として正常化できる方策としてどのようなものが提示されているかを考察して、これがロースクール体制の中での法学部生存可能性のビジョンとして妥当性があるか否かかんがみることにする。

(1) パラリーガル (Paralegal) 教育の導入<sup>24)</sup>

パラリーガルというのは、法的知識が要求される実質的な法律事務を処理するため、教育または実務研修を通じて資格要件を備えた人で、一般的に弁護士事務所、政府機関、企業体又は他の団体で弁護士などの法律事務を補助する者を通称する。よくローファームなどで法務補助役割を担当する者を称したりもするが、韓国の場合も法律事務所、ローファームなどに弁護士業務を補助する者たちがある。アメリカの場合一九六八年米国弁護士協会 (American Bar Association、以下 A B A と略記) 内に弁護士のための一般補助特別委員会 (Special Committee on Law Assistants for Lawyers) が設置され、公式的な職業として認められた。彼らは主に顧客ファイルの作成および管理、書類の草案作成、事実関係の調査、各種書類調査及び分析、顧客及びその他の関係者との連絡などの役割を担当している。

A B A はパラリーガルを養成するためガイドラインを提示しているが、各大学が学士課程、修士課程、インターンシップなどを通じてこのガイドラインに則した教育課程を運営している一方、政府レベルでも彼らを認定するための公式的な証明書や資格証制度を整備するための論議が進行中である。

韓国で法学学部の教育に認証制度等を導入してパラリーガル養成課程を設けようとする意見がある。ところが、現在韓国ではパラリーガルに対する専門職業としての認識が不十分な状態だ。多くの場合、法律学科出身者がローファームや弁護士事務所です務員として就職し経歴を重ねているのは事実であるが、彼らに特定の資格要件が要求

されてはならない。パラリーガルを専門職業化する方策が法学科の専門性を維持する方法の一つとして有用ではあるが、これもまた法務士、弁理士、税理士など法曹類似職域をさらに増やすもので、弁護士の数の増加と共に、大韓弁護士協会等では法曹類似職域の大半を廃止しようとする主張が出て来ている状況の中、果たして成功裡に着地できるかは疑問である。

一部の大学ではすでに全大学生を対象に、特定プログラムを履修すれば認証書形式で法律実務資格証を与える過程を運営している。又、法務管理士と言って大韓法務管理協会が主管している私設の資格証制度があるが、この資格は「弁護士、法務士、弁理士などの事務所や法務法人などで法律実務補助や公・私企業、金融機関などで法務実務を完璧にこなせる人材」の養成を目標にして、毎年三回の試験を実施し、学歴、経歴とは関係なく受験できるようにしており、一定期間の実務研修後、協会の会員資格を付与している。しかし、このようなプログラムや資格が事実上、国家で公認されたものでもなく法曹界でも認められずにいる。したがってこれを国家から公認されたプログラムや資格にしない限り、その実効性については疑問がある。

## (2) 公務員など公職進出の強化

法学科出身者達が一番希望する進出分野は公職と警察である。遙か以前から法学科の学生達は公務員や警察試験に合格して多くが公職分野に進出していた。公職や警察試験の場合、試験科目の大部分が法学科目で学校の教科課程の中に含まれているので、法学科の学生達は自分の専攻と職業を連携させることができるという点で、法学未修者より有利だと思いを好んだ。

大概の法科大学は公務員試験準備クラスを運営しておりそのために学習室や寄宿舎を提供することもあり特別講義や模擬試験などを実施することで学生達の公職試験準備を支援している。霊山大学の場合もロースクール挫折後、

優れて力量のある学生達の公職進出を誘導しようと、「グンジョンホン」「シスブジェ」など、公職準備クラスを学校レベルで運営して無料寄宿舎提供、学習室の配当、担当教授の密着指導、奨学金支援、特別講義支援などを制度化している。

現在、新政府が発足してから公務員や警察試験の定員が大幅に拡大されているが、大概の法学科の学生達が公職進出のための勉強に専念しているといっても過言ではない。司法試験の代わりに公職試験が法科大学の新しい目標になるのは、ある意味では非常に経済的かつ安定的な発想かも知れない。むしろ法科大学の大部分の学生達が達成できる目標でもあるため、法学科の学生全体には一層良いかも知れないと思っている。何より法学という専攻と関連した分野に進出するという点でも望ましいと考える。

しかし、これにも問題はある。過去法学科が司法試験を中心に学科運営が行われたことにより、教育本来の役割を果たしていないという批判があつたが、この場合にも同様の批判がそのまま適用されるということだ。しかも、公職試験の準備をしない学生達の疎外問題も発生する。さらに、大学の受験塾化が加速化されており、学生達は公務員試験準備のために学校の授業、特に試験科目と無関係な授業を疎かにして公務員試験科目だけに集中してこれに取りすが一方、法学科目以外の科目である英語、歴史などに集中することで、むしろ専攻科目の勉強学習に妨げになっている。在学中の合格を希望する学生達は休学をして専門司法試験塾に通つたり一人で勉強する場合が多く、相変わらず法学科の学事運営に困難を来たしている。

また、青年失業が加速化することによってかなり多くの学生達が学科を問わず公務員や警察試験を受験している状況であり、その試験も「針の穴にラクダが入る」<sup>25)</sup>ぐらい大変で極めて厳しい競争に勝たなければならないため、司法試験浪人と同様に相当長い時間を費やしたにもかかわらず、合格できず時間を浪費する学生も続出しているの

が現状だ。

最近、大学入試で法学科の序列を決めるうえで司法試験合格者に劣らず公職進出者数を重視しているという点で、各大学が公職試験合格のため学生達を支援することは重要だと思っている。それなりに法科大学の競争力を確保する方策だ。それにもかかわらず、それが法科大学のアイデンティティを決めることはできないようだ。大学が司法試験塾化されれば、当然、正常な法学教育は行われることができないからだ。法学部教育を正常化することが最も重要な問題であるにもかかわらず、短期的な実績にこだわって、公務員、警察試験の合格者輩出に執着するのは、これまで司法試験に固執して法学教育が非正常的であった前例を踏襲することである。

(3) 純粋法学の学部教育強化と法学教育の専門化及び多様化

法学科の学部教育は高等教育法によって「人格陶冶と学術理論及び応用方法を研究して教えること」と規定されている一方、法学専門大学院設置運営法によると、ロースクール教育は「法的紛争を専門的且つ効率的に解決できる知識と能力を取り揃えた法曹人を養成すること」に目標をおいていて、両者は区別することができる。ロースクール以前にも法学学部教育が存在し、法学に対するゼネラリストを養成するのが法学学部教育の目標であった。ロースクールの目標が法曹人養成なら、法学学部教育は法学に対するゼネラリストを養成し彼らがロースクールでもまた他の領域でもそこで法学のゼネラリストとしての基本能力を基に自分の専門分野を開拓していくことができるようにすればいい。

そのためには、これまでの受験式法学教育を改善して、新しい法学学部教育のためのマニュアルを定立する必要がある。一方的な教授講義式の授業や司法試験科目に硬直化された教科構成などを改善して、学生達が積極的且つ創意的に授業に参加することができる教育マニュアルの構成が必要である。正しい改善方向として第一に、純粋法

学に関する基礎教育を強化する必要がある。司法試験や公務員試験などに共通する憲法、民法、刑法の受験式教育を改善して、法哲学、法史学、法社会学など人文科学としての法学教育を通じたりーガルマインドの形成が必須である。こうした基礎法学教育が大学を卒業して専門の道を歩むときに心強い礎石になるはずであり、これまで講義室で行なわれていた一方的な教授の講義から脱し、学生の創意的な思考を高揚させ、より積極的に学部教育に参加できる道を提示することで、学部教育を正常化させて活性化させることができるだろう。

次に、時代が要求する多様で柔軟な教科構成が必要である。四年間の法学正規教育を受けてロースクールに進学した学生の場合、ロースクールでは学部で学んだ教科を再度学習することになる。一部ではロースクール修了期間を法学専攻の学生の場合二年に短縮しようという案も出たが、これが受け入れられるかどうかは未知数だ。したがって法学の学部教育に必修的な部分については徹底的に教育するものの、学生達の社会進出、就職を有利にするために社会的需要に応える新しい科目を教科に編入させる必要がある。例えば、国際化、情報化時代に合わせて国際通商やIT法などを開設するとか、経済学、基礎科学、人文学など他の専攻と連携して法学をより実用的に活用できる教育を実施することだ。また、これまで図書館で本ばかり読んでいた法学の勉強が実社会では何の効果もなかったという批判を受け入れて、法曹実務実習教育を強化することで理論と実務を共に学習できる教育課程を導入することも一つの方法であろう。

霊山大学の場合、ロースクール認可申請の失敗以降、法律学科教科課程を四つのトラックに分類して第一トラックはロースクール課程（ロースクールの進学及び大学院）、第二トラックは裁判所、検察及び行政職公務員課程、第三トラックは警察職公務員課程、第四トラックは経営・法律の課程に分けた後、それぞれに必要な教科課程を区分して配置している。さらに、人文学的な素養教育を強化する一方、Y C M P (YoungSan Career Map Program)

という独自のプログラムを開発して教授と学生の密着型教育を通じて就業教育を強化する一方、英語講義の部分的な開設で英語教育を強化するなど多角的なアプローチを通じて教育課程を多様化することによって学生達の要求に応えるように努力している。

法学の学部教育が法曹を直接輩出できないようになる状況に陥っても、民主社会の人材養成という側面から法学教育の役割は非常に大きい。これまで跋行的に行われていた法学の学部教育が本来の姿を取り戻し法学分野のゼネラリストを養成して多様な分野に進出させることこそ、法学の学部教育の一番望ましい姿ではないかと思う。しかし、現在、韓国の大学が危機的な状況を迎えているため、果たしてそれが可能であろうかという疑問もある。そこには多くの試行錯誤や投資、時間が必要であるが、現在の大学は目に見える実績に汲々としていて目先の入試率や就職率などに執着していて可視的成果を短期間で実現することを望んでいる。法学部が短期に達成できる実績というのは、就業率を高めたり公職試験の合格率を高めることのはずだが、果たしてこのような状況の中で正常な法学部教育が安定的に機能できるか否かは疑問であるのも事実だ。

(4) 法務大学院等の特殊大学院の設置を通じた特性化プログラム開発運営

ロースクールに転換できなかった大学の場合、少なくとも二〇人、多くは四〇人にのぼる教授達が法学科にそのまま残っているケースが多い。このような資源を効果的に利用して学校の財政的負担を減らすため、各大学は特殊大学院などを設置し教授の人力を分散配置することで、大学院教育を通じた法科学問の専門化、特性化を図っている。代表的な大学として東国大学があるが、東国大学は法務大学院を設置し、その中に文化芸術法務専攻、法律実務専攻、資産金融法務専攻、人権福祉専攻、宗教法務専攻に細分化し、学部卒業生だけでなく社会で長い経験を積んだ実務者達の再教育・専門化教育を担当しようとしている。

靈山大学の場合も企業法務と連携し、有力中小企業CEOのカリキュラムを企画中であり、専門弁護士養成のための専門弁護士養成プログラムを計画中だが、このような試みは学部教育の他にも多様なチャンネルを通じて法学教育専門化プログラムを運営することにより、法学部の役割を拡大しようとする試みと考えられる。

残念なことは法学の学部教育の正常化に向けて政府が何の努力もしていないということだ。政府は、法学教育の中心がロースクールに移されたと判断して、学部教育については大学が自ら又は市場内で解決されるように放置している。ロースクールを設置する時、法学部を存置することを決定した以上、法学部が生存できる方策に対する徹底的な備えが必要だったのにもかかわらず、それを度外視したという点で批判されざるを得ない。

今でもロースクールに劣らず法学部の生存のための方策を政府と大学が論議しなければならぬと思う。上記で考察したように、法学部が自生できるように過渡的な形で法曹人養成選抜システムを再整備する努力を見せるべきで、さらに韓国の法学が生存できるようにする教育及び研究環境を作るべきだと思う。

## 五 結論―問題の継続

以上で、韓国でロースクール体制が導入される過程を詳細に考察し、それを通じて法科大学が直面している困難と改善努力について議論した。、残存する六九の法科大学はロースクール認可が下りなかったという理由で二級大学という社会的認識だけでなく、大学構造調整の対象だという二重苦に苦しんでいる。

何よりも法科大学が自らアイデンティティを確立して他学部と同様に独立した学部として人材養成に努めなければならぬというのは当然のことだが、政府が法学部を存続させるように決定した以上、適切な支援策を通じて法学部が生き残れる環境を整備する必要がある。教育部と法科大学は法学部教育の質的向上のための教育の標準マ

デュアルを確立して、そこで法学部の基礎教育の役割を担当させることにより、法科大学—ロースクール—大学院などが自然に連携できる方策を講じなければならないのだ。

また、法科大学で法曹人を直接輩出できないようになると、少なくとも法科大学卒業生がロースクールに進学する場合、一定の恩恵、例えば単位の履修認定とか、ロースクール在学期間の短縮、または法科大学卒業生たちの一定のロースクール進学率保障などの制度改革が必要である。これは法学部教育の価値を認めてくれるもので非常に重要な問題なので、「法学専門大学院の設置運営法」及び関連法の改正を通じて必ず改善されなければならない。

その他にもロースクールに対する懐疑論的な見方が増している時点だからこそ、予備試験制度の導入や司法試験の存置も考慮する必要があると思う。二〇一三年一月、ソウル弁護士会と大韓法学教授会が共同で司法試験を存置させることを主な内容とする「司法試験の存置及び法学教育の正常化などに関する立法請願」を提出し、引き続き大韓弁護士協会でも司法試験の存続を要求する立法請願書を提出しているが、それは、現在の高費用構造のロースクール制度の他にも、一般人の法曹界進出を保障して法曹人選抜を公正な競争へと導くため、司法試験の存置が必要だという内容が主である。

ソウル弁護士会と大韓法学教授会の立法請願の場合、まず司法試験法の廃止を規定している「弁護士試験法」関連付則（第二条、第四条第一項、第三項及び第六条）を削除して、既存の法科大学の法学教育の正常化のために司法試験を廃止するのではなく、定員五〇〇人程度は存置させることを要求している。共に、現行のロースクール制度が入学時の面接の比重がかなり大きく登録金が過度に高く、低所得層の法曹界入りをあらかじめ遮断しているという批判を受けているため、司法試験を存置させることで、低所得層の法曹界への参入経路を設けることができる主張している。また、司法試験とロースクールという *two-track* を通じた法曹人養成は国民により良い法律

サービスを提供しながらも、伝統的な法学教育が生き返り、これを通じてロースクールと法科大学が協力あるいは競争することでさらに発展的な関係が定立できる見込みだ。<sup>(26)</sup>

大韓弁護士協会はまたこのような点に同意し、現行のロースクール制度が庶民の法曹界進出の機会を剥奪して、学歴による差別を引き起こすなど様々な問題点があり、これを解決するための方策として司法試験の存置と補完装置が必要だと見た。

この問題に対する論議は国会に委ねられた状態だ。国会がどんな決定をするか未知数であるが、司法試験制度の存置や予備試験制度の導入が法学部のアイデンティティを維持するのに象徴的ではあるが重要な役割を果たすという点は明らかで、このような制度が法学部が学部としてロースクールと差別化して存在価値を確立する過渡期的な過程で重要な役割を果たすという点も明白だと思う。

まだ韓国ではロースクール制度が完全に定着していない状況であり、法学部も新しい環境に適応していない状態だ。また、外部的にも法曹人の輩出システムに対する最終的確定が行われていない。このような状況の中で、うかつに法学部の未来を予測するのも非常に難しい。ただ、上記で説明したように法学部の教育をロースクールの設立以前とは明確に区別しなければならぬというのは明白で、たとえ司法試験が存置されて法学部卒業生の法曹進出の道が開かれるとしても、それはごく限られた部分に過ぎないので、法学部の独自の長期的な生存戦略のために真摯で深度ある論議と試みが継続的に行わなければならないだろう。

#### 参考文献

カン・ジュンモ「パラリーガル (Paralegal) — 教育を通じた法学教育の空洞化現象の治癒および法律市場の質的拡大方案

に関する研究」、『東亜法学第五三号（二〇一二年一月）』。

キム・ジェヒョン他二名「法科大学における法学教育の方向―二〇一四年教育目標の方向」朝鮮大学法学論叢（朝鮮大学校法学研究院、二〇一四年）。

ソウル地方弁護士会「法曹人選抜・養成制度改善に関する報告書―法曹人選抜・養成制度の課題と提言」ソウル地方弁護士会（二〇一二年）。

アン・ギョンボン「ロースクール体制におけるあるべき学部の法学教育の方向」大学教育第一六四号（韓国大学教育協議会、二〇一〇年）。

アン・ギョンボン「法科大学構造調整と法学の危機時代に対する対応策」古時計通巻第六四一号（考試界、二〇一〇年）。

オ・シヨン「ロースクール制度の問題点」『法曹人選考・養成制度改善に関するシンポジウム資料集』（ソウル地方弁護士会、二〇一三年四月二九日）。

ユン・ジグワン「大学構造改革の長期展望―構造調整か体制再編か」『朴槿恵政府大学構造改革の方向と大学体制改編の長期展望』大学構造調整の大討論会（ト・ジョンファン議員室、二〇一三年）。

イ・グワンヒ「新規法曹人養成制度改善に関する討論会」古時計（二〇一四年五月）。

イ・グワンヒ「韓国法学教育の正常化案」『大韓法学教授会シンポジウム資料集』（大韓法学教授会、二〇一三年七月五日）。

イ・サンス「大学の学部での法学教育」ソウル大学法学第四七冊第四号（ソウル大学法学研究所、二〇〇六年）。

チョン・ヨンサン「学部の法学教育の発展のための政策的課題」教育法学研究第二三巻第二号（大韓教育法学会、二〇一二年）。

（原文韓国語）

(1) 二〇〇七年七月二七日法律第八五四号に制定された後五回にわたって改正され現在に至っている。

(2) 司法研修院（Judicial Research and Training Institute）は大韓民国の最高裁傘下の教育、研修機関である。主な機能は司法試験合格者を対象に二年間実務教育を実施して法曹人資格を与えるものであるが、新規任用裁判官に対する教育、既存の裁判官に対する補習教育なども実施している。現在九一人の教授陣に二〇〇〇人の研修生があり、五万冊の法学書

籍、本館棟、講義棟、図書館、寄宿舎などで構成されている。

- (3) 法務部は二〇一三年一月一四日、二〇一三年施行第五回司法試験最終合格と関連して、計一〇、〇八九人が受験、三〇六人が最終合格したと確定発表した。(政策ブリーフィング、<http://www.korea.kr/policy/pressReleaseView.do?newsId=156927583>)

- (4) 現行の司法試験法(二〇〇一年制定)へと代替された。

- (5) 法務部司法試験の案内 [http://www.moj.go.kr/HP/BAR/bar\\_10/bar\\_1020.jsp](http://www.moj.go.kr/HP/BAR/bar_10/bar_1020.jsp) を参照。

- (6) 司法試験法第五条(受験資格)

「①試験を受験しようとする者は、次の各号の一に該当しなければならない。

1. 高等教育法第二条各号の規定による学校、生涯教育法第二条又は第三条の規定による社内大学または遠隔大学の形の生涯教育施設(以下「学校」という)で一定単位以上の法学科目を履修した者。
2. 単位認定等に関する法律の規定により一定の単位以上の法学科目を履修したものと単位認定を受けた者。

- ②第一項の規定による法学科目の種類、単位の数、単位認定の基準及び受験資格の召命方法は大統領令で定める。

- ③第一項の規定による学校の長及び単位認定機関の長は、試験を受験しようとする者の受験資格の有無について法務部長官又は試験を受験しようとする者の確認要請に応じなければならない。」

- (7) 大韓弁護士協会(協会長ウィ・ Cholフワン)は二〇一三年一月八日「司法試験を存置してほしい」という趣旨の立法請願書をイ・ウヒョン、セヌリ党議員の紹介で国会に提出した。同協会は、立法請願書で「現行の司法試験の廃止は正しい法曹人の選抜と養成を阻害し、公正社会や司法正義に背馳するという世論が多数を占めている」、「司法試験法は廃止する」と規定した現行の弁護士試験法の付則二条を削除して、「司法試験を二〇一七年まで実施する」と規定した付則第四条を「司法試験を実施する」に改正することを請願する」と明らかにした。弁護士協会関係者は「司法試験は、背景・条件に左右されず法曹人になれる制度で国民の大多数が認める階層移動の機会であり公正な競争の代名詞」といい、「司法試験をロースクール制度と並行して法曹界進入障壁を緩和し機会均等を保障しようとする趣旨で立法請願書を提出した」と話した。(大韓弁協「司法試験を存置してほしい」と立法請願」法律新聞二〇一三年一月二二日：<http://www.lawtimes.co.kr/LawNews/News/NewsContents.aspx?serial=80169>)

- (8) 2009 憲マ 608・2010 憲マ 248・2011 憲マ 263・2012 憲マ 31 など。
- (9) 法律ジャーナル二〇二二年二月二日「怒った司法試験受験生達「司法試験の廃止は違憲」憲法訴訟提起」。[http://news.jec.co.kr/gisaView/detailView.html?menu\\_code=10&amp;gisaCode=L001002007130044&amp;tblName=tblNews](http://news.jec.co.kr/gisaView/detailView.html?menu_code=10&amp;gisaCode=L001002007130044&amp;tblName=tblNews)
- (10) ソウル地方弁護士会、「法曹人選抜・養成制度改善に関する報告書―法曹人選抜・養成制度の課題と提言」(二〇二一年)一五頁を参照。
- (11) 日本の「トンビが鷹を生んだ」と同じ意味(訳者注)。
- (12) 私学法―ロースクール法の職権上程処理、連合ニュース、二〇〇七年七月四日。<http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&amp;mid=sec&amp;sid1=102&amp;oid=001&amp;aid=0001685290>
- (13) 法学専門大学院の設置・運営に関する法律第二条(教育理念)  
「法学専門大学院の教育理念は国民の多様な期待と要請に応える良質の法律サービスを提供するため、豊かな教養、人間及び社会に対する深い理解と自由・平等・正義を志向する価値観を基に健全な職業倫理観と複雑多岐な法的紛争を専門的・効率的に解決できる知識及び能力を取り揃えた法曹人の養成にある。」
- (14) 法学専門大学院の設置・運営に関する法律第二六条(学生構成の多様性)  
「①法学専門大学院は多様な知識と経験を有する者を入学させるよう努力しなければならない。  
②法学専門大学院は入学者の中、法学以外の分野で学士号を取得した者が占める割合が入学者の三分の一以上になるようにしなければならない。」
- (15) ③法学専門大学院は入学者の中に当該法学専門大学院が設置された大学以外の大学で学士号を取得した者が占める割合が入学者の三分の一以上になるようにしなければならない。」
- 学・高麗(コリヨ) 大学・西江(ソガン) 大学・ソウル大学・ソウル市立大学、成均館(ソングンガン) 大学・延世(ヨンセ) 大学・梨花(イファ) 女子大学・中央(チュンアン) 大学・韓国外大・漢陽(ハンヤン) 大学・亞洲(アジュ) 大学、仁荷(インハ) 大学・江原(カンウォン) 大学を選定して、大田・忠清圏に二つの大学として忠南(チュンナム) 大学・忠北(チュンブク) 大学、嶺南圏域に四つの大学として慶北(キョンブク) 大学・嶺南(ヨンナム) 大学・

- 釜山（プサン）大学・東亜（トシア）大学、全羅道・済州圏に四つの大学として全南（チョンナム）大学・全北（チョンブク）大学・円光（ウォングアン）大学・済州（チェジュ）大学を選定した。
- (16) 「ロースクールに選定された大学も脱落した大学も反発」世界日報（二〇〇八年一月三二日）。
- (17) 「江原大学・済州大学だけが地域均衡でロースクールの対象に選定され」ノーカットニュース、二〇〇八年二月一六日。  
<http://www.nocutnews.co.kr/news/414175>
- (18) ユン・ジグワン「大学構造改革の長期展望―構造調整か体制再編か」『朴槿恵政府大学構造改革の方向と大学体制改編の長期展望』大学構造調整の大討論会（ト・ジョンファン議員室、二〇一三年）二九―三〇頁参照。
- (19) チョン・ヨンサン「学部法学教育の発展のための政策的課題」『教育法学研究第二三巻第二号（大韓教育法学会、二〇一一年）、二二六―二二七頁、キム・ジェヒョン他二名「法科大学における法学教育の方向」』法学論叢（朝鮮大学校法学研究院、二〇一四年）第二一冊一号参照。
- (20) 前掲註(14)参照。
- (21) 韓国ソウル新林（シルリン）洞を中心に司法試験や公務員試験などの国家試験を始め各種の試験を準備する学生達と予備校が集まっているところ（記者註）。
- (22) キム・ジェヒョン他二名前掲註(19)八一―一〇頁参照。ロースクール体制導入の目的は司法試験浪人をなくして専門弁護士を養成し教育を通じた法曹人選抜を行う等であったが、予想と違って弁護士試験浪人は生まれ、ロースクール生達はおっぱら弁護士試験合格だけのために試験必修科目だけに重点を置いて学習し専門分野の科目に対する受講は避けるし、深刻な高コスト、入学の過程での大学の序列化と両極化、弁護士試験合格後の採用過程でも首都圏偏重と特定のロースクール偏重など多くの弊害を作り出している。
- (23) 大韓法学教授会（会長イ・グワンヒ）が今年八月五日、国民大学で開かれた社団法人設立認可記念と臨時代議員総会で「法学専門大学院の設置・運営に関する法律の一部改正法律案」と「弁護士試験法の一部改正法律案」を提案し、法学教授と一般市民を対象に立法請願を得て今年九月の通常国会に提出すると発表した。
- 「法学専門大学院の設置・運営に関する法律の一部改正法律案」では第一八条（学位過程や授業年限）第二項に、「ただし、法学士を取得した者に対しては授業年限を二年とする」という但し書きを新設し、日本のように合理的に法学士と

法学未修学士の授業年限を異にするように調整し、同法第二三条（学生選抜）第二項の「この場合法学に関する知識を評価するための試験を実施し、その結果を入学選考資料として活用してはならない」という後段は削除し現行の法学適性試験（LEET）で法学知識を評価できるように提案した。

「弁護士試験法の一部改正法律案」では第一八条（試験情報の非公開）第一項の「試験の成績は試験を受験した人を含め誰にも公開しない。ただし、試験に不合格となった人は試験の合格者発表日から六カ月以内に法務部長官に本人の成績公開を請求することができる」という規定を削除し、弁護士試験の公正性と透明性を高めることにした。弁護士試験成績の密行主義が却って公職任用や各種採用での名門大学学部序列固着化の弊害をもたらしているという判断からだ。また、「司法試験法は廃止する」という附則第二条と関連条項を削除し司法試験が存置できるようにした。司法試験の存置は、ロースクールの高コスト・高学歴構造を基本的に補完し、法律サービスの需要者の観点からもロースクール―弁護士試験出身の弁護士達と司法試験―司法研修院出身の弁護士達が互いに競争して発展するようにするもので望ましいという主張だ。特に、司法試験の存置は、経済的弱者はもちろん誰にも均等な機会を保障するだけでなく、伝統法学を復元しロースクール教育の根幹を成し、窮極的に韓国社会の法治主義の具現に決定的な役割を果たすことが期待できると主張した。

大韓法学教授会は小規模のロースクールが伝統的法科大学に復帰できるように通路を提供し、ロースクール総定員二〇〇〇人のうち五〇〇人は、司法試験定員に割り当てることを主張しており、これが、ロースクールに転換したものの赤字で苦しんでいる学校とアイデンティティを喪失していく法科大学、また、ロースクールの維持大学、全部が共存する道だと主張している。現在二五のロースクールは過度に細分化され、国際競争力はおろか専門化された教育も難しいとしている。法律ジャーナル、「大韓法学教授会議「司法試験の存続」立法請願案を歓迎する」二〇一三年七月二二日、<http://www.leccokr/news/articleView.html?idxno=28914>

(24) カン・ジュンモ「バラリーガル (Paralegal) ―教育を通じた法学教育の空洞化現象の治癒および法律市場の質的拡大方案に関する研究」東亜法学第五三号（二〇一一年一月）。

(25) 韓国の諺（訳者註）。

(26) イ・グワンヒ「新規法曹養成制度改善に関する討論会」古時計（二〇一四年五月）。